注記

１　重要な会計方針

(1)　有形固定資産等の評価基準及び評価方法

　　①　有形固定資産：取得原価

　　　　ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

　　　ア　昭和59年度以前に取得したもの：再調達原価

　　　　ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価格１円としています。

　　　イ　昭和60年度以後に取得したもの

　　　　取得原価が判明しているもの：取得原価

　　　　取得原価が不明なもの：再調達原価

　　　　ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価格１円としていま

 す。

　　②　無形固定資産：取得原価

　　　　ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

　　　　取得原価が判明しているもの：取得原価

　　　　取得原価が不明なもの：再調達原価"

(2)　有価証券等の評価基準及び評価方法

　　①　満期保有目的有価証券：該当なし

　　②　満期保有目的以外の有価証券：該当なし

　　③　出資金

　　　ア　市場価格のあるもの：該当なし

　　　イ　市場価格のないもの：出資金額"

(3)　有形固定資産等の減価償却の方法

　　①　有形固定資産（リース資産を除きます。）：定額法

　　　　　なお、主な耐用年数は次のとおりです。

　　　　　　建物：24年～50年

　　　　　　工作物：10年～50年

　　　　　　物品：３年～20年

　　②　無形固定資産（リース資産を除きます。）：定額法

　　　　　（ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（５年）に基づく定額法によっています。）

　　③　リース資産

　　　ア　所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

　　　　　　　自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

　　　イ　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

　　　　　　　リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(4)　引当金の計上基準及び算定方法

　　①　投資損失引当金

　　　　市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについ

　　　　て、実質価額が著しく低下して場合における実質価額と取得価額との差額及び将来回収が困難だと予測されるものを計上しています。

　　②　徴収不能引当金

　　　ア　未収金及び長期延滞債権については、過去５年間の平均不納欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

　　　イ　長期貸付金については、将来徴収が困難だと予測されるものを計上しています。

　　③　退職手当引当金

　　　　当該年度末に全職員が自己都合により退職した場合に必要となる支給額を計上しています。

　　④　損失補償等引当金

　　　　履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

　　⑤　賞与等引当金

　　　　翌年度６月支給予定の期末手当等の見込額について、当該年度に対応する金額を計上しています。"

(5)　リース取引の処理方法

　　①　ファイナンス・リース取引

　　　ア　所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が１年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

　　　　　　通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

　　　イ　ア以外のファイナンス・リース取引

　　　　　　通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

　　②　オペレーティング・リース取引

　　　　該当なし"

(6)　資金収支計算書における資金の範囲

　　　 現金（手許現金及び要求払預金）

　　　 なお、現金には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(7)　その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

　　①　物品及びソフトウェアの計上基準

　　　　物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

　　　　ソフトウェアについても物品の取扱いに準じています。

２　重要な会計方針の変更等

　　　該当なし

３　重要な後発事象

　　　該当なし

４　偶発債務

　(1)　保証債務及び損失補償債務負担の状況

　　　 柏原市土地開発公社が金融機関等から公共用地取得資金の借入れに伴う元金及び利子所要額について債務保証しています。"

　(2)　係争中の訴訟等

　　　 大阪地裁平成28年（行ウ）第170号　損害賠償等請求事件　"

５　追加情報

　(1)　財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

　　①　一般会計等財務書類の対象範囲は、一般会計のみです。"

　　②　地方自治法第235条の５に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の係数をもって会計年度末の係数としています。

　　③　地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

　　　　実質赤字比率：―

　　　　連結実質赤字比率：―

　　　　実質公債費比率：8.1％

　　　　将来負担比率：6.5％"

　　④　繰越事業に係る将来の支出予定額　20,337千円

(2)　貸借対照表に係る事項

　　①　基金借入金（繰替運用）の内容

　　　　財政調整基金：1,700,000千円

　　　　老人福祉基金：600,000千円

　　　　公園等整備事業基金：400,000千円"

　　②　地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。"

　　　　標準財政規模：14,784,865千円

　　　　元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額：155,425千円

　　　　将来負担額：37,127,606千円

　　　　充当可能基金額：3,182,860千円

　　　　特定財源見込額：5,865,733千円

　　　　地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額：27,240,521千円

　(3)　純資産変動計算書に係る事項

　　純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

　　①　固定資産等形成分

　　　　固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

　　②　余剰分（不足分）

　　　　純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

　(4)　資金収支計算書に係る事項

　　①　基礎的財政収支：822,361千円

　　②　一時借入金

　　　　資金収支計算上、一時借入金の増減額は含まれていません。

　　　　なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

　　　　　一時借入金の限度額：3,800,000千円

　　　　　一時借入金に係る利子額：208千円"